

## 水道料金及び下水道使用料の納期限の延長について

(公営企業部 水道温泉課・下水道課)

## (概要)

令和3年7月の大雨により、本市伊豆山地区にて土石流が発生し、多数の方々が生命・身体に危害を受け、7月3日に災害救助法が本市に適用されました。こうした中、大雨による災害の被害を受けた方々への支援措置として、地方自治法に基づき、水道料金及び下水道使用料の納期限の延長を行うものです。

## 1 根拠法令

水道料金 地方自治法 第240条第3項  
地方自治法施行令 第171条の6第1項第3号

## ※地方自治法施行令(抜粋)

(履行延期の特約等)

第171条の6第1項第3号 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

下水道使用料 地方自治法 第231条の3第3項

## ※地方自治法(抜粋)

(督促、滞納処分等)

第231条の3第3項 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

## 2 指定方法

告示の方法により、水道料金及び下水道使用料の納期限の延長に関し、その地域及び期日を定めるものです。なお、水道料金及び下水道使用料の納期限の延長期間については、初めに始期となる日を告示し、後日、災害が止んだ際に終期となる日を定める告示を行うことにより、確定させるものです。

## 3 指定地域及び対象期間

指定地域	対象期間
熱海市伊豆山 ※被害の有無に関係なく、伊豆山全体を対象とします。	令和3年7月3日から 別途告示で定める期日まで

## 4 期限延長の内容

告示で定める日以降に到来した通常納期限は、その期限を別途告示で定める期日まで延長します。

5 その他

口座振替については、希望者のみ一時停止を行うこととします。

6 告示日

令和3年7月21日(水)

7 問合せ先

納期限の延長に関するお問い合わせは

熱海市公営企業部水道温泉課 0557-86-6483・6484

口座振替の一時停止に関するお問い合わせは

熱海市上下水道料金・温泉料金お客様センター 0557-86-6485・6486・6487